

第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成29年5月19日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：平成26年7月14日鳴ク第91号開示文書である「燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保たなければならない範囲に関する国との協議概要について」で説明している『「燃焼室下流側の再燃焼域は、燃焼温度が850℃以上の範囲で、排ガスの滞留時間が2秒以上となるように設計するものとする。その範囲は、主たる二次空気ノズル位置より燃焼室出口まで、またはガスの混合を考慮した位置より燃焼室出口までとし、内面を耐火物にて被覆するものとする。この範囲の一例を図1に示す。』とあり、図1滞留時間相当範囲の例では、2通りの燃焼室出口が示されている。』としている。この説明が鳴門市の施設である「流動床式ガス化溶融炉」の説明である根拠となる文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年5月24日に該当する公文書について「該当する公文書は不存在」とし、不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年6月16日付けで、審査請求人は本件不開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は違法である。」として審査請求を行った。

4 諮問

平成29年6月27日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件不開示決定を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

平成26年7月14日付け鳴ク第91号開示文書で引用している「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」の図1 滞留時間相当範囲の例は、従来炉である直接溶融炉を引用しており、鳴門市の施設である流動床式ガス化溶融炉とは異なるため、市の主張は失当である。鳴ク第91号開示文書で主張している図1 滞留時間相当範囲の2通りの燃焼室出口が、流動床式ガス化溶融炉において、どの部分に該当するのか説明が必要である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

鳴ク第91号開示文書で引用したごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインの説明が鳴門市の施設である流動床式ガス化溶融炉の説明である根拠となる文書は、本市に存在せず、本件に関して開示できる文書が存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求めており、本件対象公文書が不存在であることは市の隠蔽行為であると主張している。

そこで、当審査会としては、本件対象公文書が不存在であることの妥当性について審査する。

2 本件対象公文書が不存在であることの妥当性について

実施機関の説明によると、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインとは、ダイオキシン類の発生を防止するための施設整備の条件等が提示されているものである。鳴門市の施設においては、鳴門市、施工業者、施工監理業者の三者の判断の下、同ガイドラインに沿った施設整備を行ったものであるが、同ガイドラインに適合していることを具体的に示す文書を作成する必要がなかったことから、開示できる文書が存在しないとのことであり、かかる実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

したがって、審査請求人が求めている本件対象公文書は存在するものと推認することはできないため、対象公文書が不存在であることを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成29年 6月27日	諮問書の受理
7月10日	実施機関理由説明書の受理
7月25日	審査請求人意見書の受理
9月 4日	・ 審議
11月 2日	・ 審査請求人による口頭意見陳述 ・ 実施機関による理由説明の聴取 ・ 審議

平成30年 1月10日	・審議
平成30年 2月 7日	・答申